

令和5年度
第1回 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会

令和5年6月30日（金）
午後2時～午後3時30分
豊明市総合福祉会館3階 大会議室

次 第

- 1 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員委嘱について
豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会運営規則 [資料 1-1]
豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員名簿 [資料 1-2]

- 2 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会委員長・副委員長の選任について

- 3 議事

- 議題1 障害者福祉計画等の策定について

- 策定スケジュール等について[資料 2]

- 国の基本計画・基本指針の見直しについて[資料 3]

- 議題2 計画策定のためのアンケート及び調査票の送付案について

- (1) 障がい福祉に関するアンケート調査（市民向け）[資料 4-1]

- 障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」の追補について[資料 4-2]

- (2) 豊明市障害者福祉計画等策定にかかる調査シート（事業所用）[資料 5]

- (3) 豊明市障害者福祉計画等策定にかかる調査シート（当事者団体用）

- [資料 6]

- 4 その他

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第2条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障がい者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関する事務
- (2) 障がい者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関する事務

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募により選出された市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会 委員名簿

No.	所属・役職名	氏 名	備 考
1	豊明市手をつなぐ育成会会長	尾崎 芳美	R5.4.1 ~ R8.3.31
2	障害者支援施設ゆたか苑長	平野 雅紀	R5.4.1 ~ R8.3.31
3	社会福祉法人豊明福祉会代表	大谷 真弘	R5.4.1 ~ R8.3.31
4	豊明家族会会長	早川 要	R5.4.1 ~ R8.3.31
5	桶狭間病院藤田こころケアセンター精神保健福祉士	森井 曜子	R5.4.1 ~ R8.3.31
6	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	岡元 洋子	R5.4.1 ~ R8.3.31
7	東名古屋豊明市医師会代表	水野 雅夫	R5.4.1 ~ R8.3.31
8	愛豊歯科医師会豊明支部代表	松森 正起	R5.4.1 ~ R8.3.31
9	豊明市民生児童委員協議会副会長（豊明地区会長）	佐藤 久義	R5.4.1 ~ R8.3.31
10	豊明市社会福祉協議会会長	加藤 誠	R5.4.1 ~ R8.3.31
11	日赤豊明市地区奉仕団委員長	田中 美智子	R5.4.1 ~ R8.3.31
12	豊明市商工会代表	山田 正美	R5.4.1 ~ R8.3.31
13	豊明市学校支援室室長補佐	梅村 喜美	R5.4.1 ~ R8.3.31
14	公募の市民	脇本 泰志	R5.4.1 ~ R8.3.31
15	公募の市民	岩田 圭司	R5.4.1 ~ R8.3.31

任期（3年間） 令和5年4月1日～令和8年3月31日

策定スケジュール等について

「第3次豊明市障害者福祉計画」及び「第6期豊明市障害福祉計画」、「第2期豊明市障害児福祉計画」の達成状況を把握した上で、障害福祉に係る関係法や制度の改正、障害者を取り巻く環境の変化を勘案し、今後の障害福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための計画「第4次豊明市障害者福祉計画」及び「第7期豊明市障害福祉計画」「第3期豊明市障害児福祉計画」の策定を目的とする。

計画名称		R6	R7	R8	R9	R10	R11
豊明市障害者福祉計画	第4次						
豊明市障害福祉計画	第7期						
	第8期						
豊明市障害児福祉計画	第3期						
	第4期						

1 策定方法

◇プロポーザル方式により委託事業者を決定

(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所

◇策定に向けた取り組み

- ・各種統計等既存資料から基礎的データの分析
 - ・障害者手帳所持者等へのアンケート
 - ・事業所、関係団体へのヒアリング
- ⇒ 基本的方向性、目標値を明確化

2 計画策定スケジュール（概要）

時期	会議及び内容
R5. 6	計画等策定・推進委員会① アンケートの実施に係る諮問
R5. 6～8	手帳所持者等へのアンケート実施～集計・分析
R5. 9	計画等策定・推進委員会② 現状分析、計画の方向性について報告・諮問
R5. 11	計画等策定・推進委員会③ 計画素案について諮問
R5. 12	市経営戦略会議
R5. 12～R6. 1	パブリックコメントの実施
R6. 3	計画等策定・推進委員会④ 計画策定及び現計画の進捗報告

計画策定スケジュール（詳細）

第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年6月）

- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の策定に関わる地域実態把握アンケートの実施に係る諮問



地域の実態把握の実施（令和5年6～8月）

- 1 地域実態アンケート
【対象】 障がい者、障がい児保護者、市民
【方式】 無記名アンケート方式、郵送
- 2 関係機関アンケート
【対象】 市内障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等 ※全事業所
【方式】 記名アンケート方式
- 3 基本データ分析
人口統計、第5次豊明市総合計画策定時のアンケート結果等の関連資料より



第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年9月）

- ・アンケート調査の結果および統計分析結果報告
- ・国が示す第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の基本指針の確認
- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の基本方針の検討



市庁舎内ヒアリングによる現状評価の共有および具体的施策の検討 （令和5年10月～11月）



第3回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和5年11月）

- 第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の素案についての諮問



市経営戦略会議で第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の素案について諮問（令和5年12月）



パブリックコメントの実施（令和5年12月～1月）



第4回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（令和6年3月）

- ・パブリックコメントの結果報告
- ・第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）の最終案の承認、現計画の進捗報告



第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年～11年度）策定終了

1 国の基本計画・基本指針の見直しについて

(1) 国の第5次障害者計画の概要

第4次障害者基本計画（平成30年（2018）～令和4年（2022年））

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

- 総論：1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 3. 防災・防犯等の推進
 4. 差別の解消及び権利擁護の推進及び虐待の防止
 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 6. 保健・医療の推進
 7. 行政等における配慮の充実
 8. 雇用・就業、経済的自立の支援
 9. 教育の振興
 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 11. 国際社会での協力・連携の推進

第5次障害者基本計画（令和5年（2023）～令和9年（2027年））

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

- 総論：1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
 3. 情報アクセシビリティ※の向上及び意思疎通支援の充実
 4. 防災、防犯等の推進
 5. 行政等における配慮の充実
 6. 保健・医療の推進
 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 8. 教育の振興
 9. 雇用・就業、経済的自立の支援
 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 11. 国際社会での協力・連携の推進

※【アクセシビリティ】

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。（日本大百科全書より）

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクトセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクトセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進

5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興

9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

IV おわりに(～今後に向けて～)

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が自指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の振興となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。

◆各分野における障害者施策の基本的な方向

<p>V 各論の主な内容</p>	
<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会のあらゆる場面上における障害者差別の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 	<p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討
<p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 	<p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・ 障害のあることにも対する支援の充実
<p>3. 情報アクセスシビリティーの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報アクセスシビリティー・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 	<p>8. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・ 教職員への障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
<p>4. 防災、防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における障害特性に配慮した支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 	<p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や請手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・ 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進
<p>5. 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・ 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 	<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針の概要

＜基本指針の主な事項＞

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

<新たに追加された成果目標（市町村）>

●地域生活支援の充実

- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

●福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】

●相談支援体制の充実・強化等

- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

<新たに追加された活動指標（市町村）>

●施設入所者の地域生活への移行等

- ・就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

●障害児支援の提供体制の整備等

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

●相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置【新設】
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

しょう ふくし かん ちょうさ 障がい福祉に関するアンケート調査

きょうりょく ねが ご協力をお願い

2023/06/20

ひごろ とよあけし ふくしぎょうせい りかい きょうりょく
日頃より豊明市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
とよあけし げんざい れいわ ねんど しょねんど とよあけししょうがいしゃふくしけいかく だい きしょうがいふくしけいかく
豊明市では現在、令和6年度を初年度とする「豊明市障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・
だい きしょうがいじふくしけいかく さくてい む とく すす ふくし
第3期障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、市民の皆さまの福祉
サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てるため
のアンケート調査を実施することになりました。

ちょうさ たいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かた
調査の対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
しょうがいしゃつうしよじゆきゆうしゃしやう も かた ちゆうしん えら
障害者通所受給者証をお持ちの方を中心に選ばせていただきました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が
あき 明らかになされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料
としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ とよあけし
令和5年7月 豊明市

■ 記入について

- あてな ほんにん ちよくせつかいどう むずか ぼあい かぞく かいごしゃ かた ほんにん いこう
宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向
を尊重して記入してください。
- しつもん かいどうほうほう それぞれ しつもんぶん きさじ しつもんぶん よ こた
質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- がいとう どう むり かいとう
該当しないサービス等については、無理にご回答いただかなくてもかまいません。

■ 調査票の返信について

- きにゆう ちょうさひよう へんしん どうふう へんしんようふうとう きってふよう い がつ にち
ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**●月●日（●）**までに
とうかん ねが
投函していただきますようお願いいたします。

■ 調査についてのお問い合わせ

とよあけしやくしよちいきふくしが
豊明市役所地域福祉課

でんわ
電話 (0562) 92-1119 ファックス (0562) 92-1141

メール chifuku@city.toyoake.lg.jp

とい 問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 本人 (または本人が答え代筆者が記入) | 3 施設・病院職員 (本人の立場にたって記入) |
| 2 家族 (本人の立場にたって記入) | 4 その他の方 (本人の立場にたって記入) |

- これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人(アンケートの対象者：障がいのある方)の状況などについて、お答えください。
- ご家族など普段介助されている方が代筆される場合は、「あなた」はご自分のことではなく、宛名の方のこととしてお答えください。

あなたの性別や年齢、ご家族などについてお答えください。

とい 問2 あなたの令和5年7月1日現在の年齢をお答えください。(数字を記入)

まん 満 さい 歳

とい 問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ) あなたが思う性別で結構です。

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

とい 問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 父母・祖父母・きょうだい | 4 その他 () |
| 2 配偶者 (夫または妻) | 5 いない (一人で暮らしている) |
| 3 子ども | |

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5」としてください。

とい 問5 あなたの生活を助けてくれる方(介助者)は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 父母・祖父母・きょうだい | 4 ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2 配偶者 (夫または妻) | 5 その他の人 (ボランティア等) |
| 3 子ども | 6 介助は受けていない |

とい (問5で1~3を答えた方)

とい 問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢 (令和5年7月1日現在) (数字を記入)

まん 満 さい 歳

② 性別 (○は1つだけ)

1 男性	2 女性
------	------

③ 健康状態 (○は1つだけ)

1 よい	2 ふつう	3 よくない
------	-------	--------

あなたの障がいの状況についてお答えください。

問7 あなたは、次の手帳をお持ちですか。お持ちの場合はその内容についてお答えください。

お持ちの手帳 (あてはまるものすべてに○)	手帳の等級 (○は1つ)	どのような障がいがあるのか (あてはまるものすべてに○)
1 身体障害者手帳 (等級は総合等級をお答えください)	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 盲ろう (視覚障害・聴覚障害の重複) 4 音声・言語・そしゃく機能障害 5 肢体不自由 (上肢) 6 肢体不自由 (下肢) 7 肢体不自由 (体幹) 8 内部障害 (1~7以外)
2 療育手帳	1 A判定 2 B判定 3 C判定	
3 精神障害者保健福祉手帳	1 1級 2 2級 3 3級	1 統合失調症、妄想性障害、非定型精神病 2 気分(感情)障害(躁うつ病・うつ病を含む) 3 神経症、ストレス関連障害、身体表現性障害及び解離性障害 4 てんかん 5 その他
4 持っていない		

問8 あなたは、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定を受けていますか。
※障害支援区分の認定は主に18～65歳までの人が対象です。対象外で区分認定を受けていない人は9を選択してください。

(○は1つだけ)

1 区分1	4 区分4	7 非該当
2 区分2	5 区分5	8 わからない
3 区分3	6 区分6	9 受けていない

問9 あなたは、次の認定や診断を受けていますか。また、医療的ケアを必要としますか。

(それぞれ○は1つだけ)

① 要支援・要介護認定※1	1 受けている	2 受けていない
② 精神通院医療	1 受給している	2 受給していない
③ 発達障害※2	1 診断されたことがある	2 診断されたことはない
④ 高次脳機能障害※3	1 診断されたことがある	2 診断されたことはない
⑤ 難病（特定疾患）※4	1 認定を受けている	2 認定を受けていない
⑥ 医療的ケア※5	1 必要とする	2 必要としない
⑦ 強度行動障害※6	1 診断されたことがある	2 診断されたことはない

- ※1 要支援・要介護認定：介護保険のサービスにおいて、日常生活で必要な支援や介護がどの程度かを判定する基準となる認定。40歳以上の人が市町村に申請し、認定を受けることで、介護保険サービスが利用できます。
- ※2 発達障害：生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常の子どもと異なっている障害。自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のもののだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれます。
- ※3 高次脳機能障害：事故や病気などで脳が損傷を受け、その後遺症として記憶障害（記憶を思い出せない、新しいことを覚えられないなど）、注意障害（意識が集中できないなど）、遂行機能障害（計画的な行動ができないなど）、社会的行動障害（場面にあった行動ができないなど）、失語などが生じる障害。
- ※4 難病（特定疾患）：治療法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病。
- ※5 医療的ケア：人工呼吸器や胃ろう等を使用したたんの吸引や経管栄養などの医療行為。
- ※6 強度行動障害：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

【問10・問11 はあて名のご本人が65歳未満の方のみお答えください。】

⇒65歳以上の方は10ページの問16へ

障害福祉サービス等の利用についてお答えください。

問10 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

(「現在の利用状況」と「今後の利用意向」の両方に回答してください)

項目	現在の利用状況		⇒	今後の利用意向		
	利用している	利用していない		利用したい	利用しない	
<記入例> 1 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	⇒	1	2	
① 訪問系サービス	1 居宅介護 (ホームヘルプ) 自宅で入浴、排せつ、食事の介護を行う	1	2	⇒	1	2
	2 重度訪問介護 常に介護を必要とする重度の障がいのある方に、自宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援を行う	1	2	⇒	1	2
	3 同行援護 視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供 (代筆・代読を含む) や外出支援を行う	1	2	⇒	1	2
	4 行動援護 知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難な方に、危険を回避するための必要な援護や外出時の移動支援を行う	1	2	⇒	1	2
	5 重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供する	1	2	⇒	1	2
② 日中活動系サービス	6 生活介護 常に介護を必要とする方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	1	2	⇒	1	2
	7 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 一定期間、施設で身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を行う	1	2	⇒	1	2
	8 就労移行支援 一般企業などへの就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	1	2	⇒	1	2
	9 就労継続支援 (A型、B型) 一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	1	2	⇒	1	2
	10 療養介護 医療の必要な障がいのある方で常に介護が必要な方に、主に昼間において医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、世話を行う	1	2	⇒	1	2
	11 短期入所 (ショートステイ) 在宅で介護をする方が病気の場合などに、障がいのある方を施設で短期間受け入れ、介護を行う	1	2	⇒	1	2

項目	現在の 利用状況			今後の 利用意向	
	利用している	利用していない		利用したい	利用しない
② 日中活動系サービス	12 自立生活援助 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う	1	2	⇒	1 2
	13 就労定着支援 就労した障がいのある方への相談や、企業・関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行う	1	2	⇒	1 2
	14 共同生活援助（グループホーム） 地域で共同生活を営む方に、主に夜間において住居の相談や日常生活上の援助を行う	1	2	⇒	1 2
③ 居住系サービス	15 施設入所支援 施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護を行う	1	2	⇒	1 2
	16 計画相談支援 障害のある方の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その方に合ったサービス利用の計画を作成する	1	2	⇒	1 2
④ 相談支援	17 地域移行支援 施設入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行う	1	2	⇒	1 2
	18 地域定着支援 単身等で生活する障がいのある方のため、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急事態に必要な支援を行う	1	2	⇒	1 2
	19 手話通訳者派遣 社会生活上必要不可欠な用務において、意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がいのある方に、手話通訳者を派遣する	1	2	⇒	1 2
⑤ 地域生活支援事業	20 要約筆記者派遣 社会生活上必要不可欠な用務において、意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がいのある方に、要約筆記者を派遣する	1	2	⇒	1 2
	21 日常生活用具給付 身体障害のある方の日常生活を容易にするための器具にかかる費用の一部を支給する	1	2	⇒	1 2
	22 移動支援 屋外での移動が難しい障がいのある方に対し、外出のための支援を行う	1	2	⇒	1 2
	23 地域活動支援センター 通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を支援する	1	2	⇒	1 2
	24 訪問入浴 重度の身体障がいのある方に、自宅に簡易浴槽を持ち込み入浴を支援する	1	2	⇒	1 2
	25 日中一時支援 日中、施設において障がいのある方に活動の場所を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う	1	2	⇒	1 2

⇒すべて「2 利用していない」を選択した方は問12へ

【問●と問11は、問10で1つでも「1 利用している」を選択した方がお答えください。】

問● 現在、あなたは、障がい福祉サービス全般について満足していますか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------|--------------|
| 1 満足している | 3 あまり満足していない |
| 2 やや満足している | 4 満足していない |

問11 現在利用しているサービスの中で、

- (1) 特に充実・改善してほしいものはどれですか。問10の1～25のサービスから5つまでお選びください。（数字を記入）※無理に5つ選ぶ必要はありません。
- (2) (1)で選んだサービスの充実・改善してほしい内容を、以下の1～5からお選びください。（あてはまる数字をすべて記入）

(1) サービス すうじ きにゆう (数字を記入)	→	(2) 充実・改善してほしい内容 (以下の1～5より選択)										
	→	1	2	3	4	5 ()						
	→	1	2	3	4	5 ()						
	→	1	2	3	4	5 ()						
	→	1	2	3	4	5 ()						
	→	1	2	3	4	5 ()						
サービス番号は 問10からお選び ください。		<p>【充実・改善してほしい内容】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 サービス事業所が足りない</td> <td>4 利用者負担額が大きい</td> </tr> <tr> <td>2 利用時間を拡大してほしい</td> <td>5 その他</td> </tr> <tr> <td>3 事業所の対応を改善してほしい</td> <td>(具体的な内容を () 内に 記入ください)</td> </tr> </table>					1 サービス事業所が足りない	4 利用者負担額が大きい	2 利用時間を拡大してほしい	5 その他	3 事業所の対応を改善してほしい	(具体的な内容を () 内に 記入ください)
1 サービス事業所が足りない	4 利用者負担額が大きい											
2 利用時間を拡大してほしい	5 その他											
3 事業所の対応を改善してほしい	(具体的な内容を () 内に 記入ください)											

【ここからは、あて名のご本人が18歳未満の方のみお答えください。】

⇒あて名のご本人が18歳以上の方は、10ページの問16へ

子どもの療育・教育・就学についてお答えください。

問12 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

(「現在の利用状況」と「今後の利用意向」の両方に回答してください)

こ りょういく きょういく しゅうがく こた 子どもの療育・教育・就学について	げんざい 現在の りょうじょうきょう 利用状況		こんご 今後の りょうじょう 利用意向	
	りょう 利用 している	りょう 利用 していない	りょう 利用 したい	りょう 利用 しない
1 じどうはつたつしえん 児童発達支援 就学前の障がいのある、あるいは疑われる子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う	1	2	⇒	1 2
2 ほうかごどう 放課後等デイサービス 就学中の障がいのある、あるいは疑われる子どもに、放課後や長期休暇中、生活能力向上のための必要な訓練を行う	1	2	⇒	1 2
3 ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援 保育園などを利用している障がいのある、あるいは疑われる子どもに、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行う	1	2	⇒	1 2
4 しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援 児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う	1	2	⇒	1 2
5 きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援 重度の障がいのために外出が困難な障がいのある子どもに、自宅を訪問して発達支援を行う	1	2	⇒	1 2

⇒すべて「2 利用していない」を選択した方は問14へ

【問12で1つでも「1 利用している」を選択した方がお答えください。】

問13 現在利用しているサービスの中で、

- (1) 特に充実・改善してほしいものはどれですか。問12の1～5のサービスから3つまでお選びください。(数字を記入) ※無理に3つ選ぶ必要はありません。
- (2) (1)で選んだサービスの充実・改善してほしい内容を、以下の1～4からお選びください。(あてはまる数字をすべて記入)

(1) サービス 番号 (数字を記入)	(2) 充実・改善してほしい内容 (以下の1～4より選択)			
→	1	2	3	4 ()
→	1	2	3	4 ()
→	1	2	3	4 ()
サービス番号は問12からお選びください。	【充実・改善してほしい内容】 1 サービス事業所が足りない 2 利用時間を拡大してほしい 3 事業所の対応を改善してほしい 4 その他 (具体的な内容を () 内に記入してください)			

【問14は、あて名のご本人が就学前(7歳未満)の方のみお答えください。】

問14 次の幼稚園、保育所等の施設やサービスについて、現在の利用状況と今後の利用意向をお答えください。

(「現在の利用状況」と「今後の利用意向」の両方に回答してください)

項目	現在の利用状況		⇒	今後の利用意向	
	利用している	利用していない		利用したい	利用しない
1 幼稚園	1	2	⇒	1	2
2 保育園	1	2	⇒	1	2

【問15は、あて名のご本人が小学生（7歳～13歳未満）の方のみお答えください。】

問15 放課後子ども教室や児童クラブ・学童保育を利用していますか。また、**今後は利用したい**とおもいますか。

（「現在の利用状況」と「今後の利用意向」の両方に回答してください）

項目	現在の利用状況		⇒	今後の利用意向	
	利用している	利用していない		利用したい	利用しない
1 放課後子ども教室	1	2	⇒	1	2
2 児童クラブもしくは学童保育	1	2	⇒	1	2

あなたの住まいや暮らしについてお答えください。

問16 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 家族や親戚と暮らしている | 5 高齢者の入所施設で暮らしている |
| 2 一人で暮らしている | 6 病院に入院している |
| 3 グループホームで暮らしている | 7 その他 () |
| 4 障がい者の入所施設で暮らしている | |

問17 今後、3年以内で暮らしたいと思う場所はどこですか。(〇は1つだけ)

※入院・入所中の方は退院・退所した後のことを教えてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 家族と一緒に自宅で暮らしたい | 4 障がい者の入所施設で暮らしたい |
| 2 一人で暮らしたい | 5 高齢者の入所施設で暮らしたい |
| 3 グループホームで暮らしたい | 6 その他 () |

問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること | 5 経済的な負担の軽減 |
| 2 障害のある方が共同生活を行うグループホーム等の確保 | 6 相談対応等の充実 |
| 3 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 7 地域住民等の理解 |
| 4 生活訓練等の充実 | 8 情報の取得利用や意思疎通についての支援 |
| | 9 その他 () |

問19 あなたを介助してくれる家族が急に入院するなど介助できなくなった時(以下緊急時とします)に、今のお住まいで生活を続けていくことはできますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|-------|--------|---------|
| 1 できる | 2 できない | 3 わからない |
|-------|--------|---------|

【問20は、問19で「2 できない」を選択した方のみお答えください。】

問20 緊急時にはどこで生活することになると思いますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 きょうだいや親せきの家 | 4 病院 |
| 2 友人や知人の家 | 5 その他 () |
| 3 福祉施設(入所、短期入所など) | 6 わからない |

問21 緊急時にそなえてどのような支援があるとよいと思いますか。(あてはまるものに〇)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1 福祉施設(入所、短期入所) | 4 在宅支援(ホームヘルプなど) |
| 2 相談対応等 | 5 その他 () |
| 3 医療的ケアや行動障害など障がい特性に対応できる施設 | 6 わからない |

と
問22 あなたは1週間(しゅうかん)にどの程度(ていど)外出(がいしゅつ)しますか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1 毎日(まいにち)外出(がいしゅつ)する | 4 まったく外出(がいしゅつ)しない ⇒問24へ |
| 2 1週間(しゅうかん)に数回(かい)外出(がいしゅつ)する | |
| 3 めったに外出(がいしゅつ)しない | |

【問23は、問22で、「4」以外(いがい)を選択(せんたく)した方(かた)がお答え(こた)ください。】

と
問23 外出(がいしゅつ)する際(さい)の主な移動(いどう)手段(しゅだん)は何(なん)ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 1 徒歩(とほ) | 4 車(くるま) (本人(ほんにん)または家族(かぞく)の運(うん)転(てん)) | 7 施設(しせつ)等(とう)の送迎(そうげい)車(しゃ) |
| 2 車(くるま)いす | 5 バス(ばす)・電車(でんしゃ) | 8 その他(た) () |
| 3 自転車(じてんしゃ)・オートバイ | 6 タクシー | |

と
問24 外出(がいしゅつ)する時(とき)に困(こま)ること、外出(がいしゅつ)できない理由(りゆう)は何(なん)ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|---|
| 1 公共(こうきょう)交通(こうつう)機関(きかん)が少(すく)ない(ない) | 9 外出(がいしゅつ)に外(か)金(ね)がかかる |
| 2 列車(れつしゃ)やバス(ばす)の乗(の)り降(お)り(ごんなん)が困(こま)難(なん) | 10 周囲(しゅうい)の目(め)が気(き)になる |
| 3 道路(どうろ)や駅(えき)に階(かい)段(だん)や段(だん)差(さ)が多(おほ)い | 11 発作(はつさ)など突(とつ)然(ぜん)の身(み)体(たい)の变(へん)化(か)が心(しん)配(ぱい) |
| 4 トイレ(トイレ)の利(り)用(よう)に困(こま) | 12 困(こま)った時(とき)にど(ど)うすべ(せい)ばい(い)の(か)心(しん)配(ぱい) |
| 5 エレベーター(エレベーター)の利(り)用(よう)に困(こま) | 13 外(がい)出(しゅつ)先(さき)で(の)コ(コ)ミュ(ミュ)ニ(ニ)ケーション(ーション)が |
| 6 駐(ちゅう)車(しゃ)場(じょう)の利(り)用(よう) | とりにくい(とれない) |
| 7 切符(きっぷ)の買(か)い方(かた)や乗換(のりか)えの方(ほう)法(ほう)がわ(わ)か(わ)り | 14 その他(た) () |
| 8 介助(かいじょ)者(しゃ)や同(どう)行(こう)者(しゃ)が確(かく)保(ぽ)で(で)き(き)な(ない) | 15 特(とく)に(に)ない |

ひるま す かた しごと こた
昼間(ひるま)の過(す)ごし方(かた)や仕(し)事(ごと)につい(て)お答(こた)え(ください)。

と
問25 現在(げんざい)、あなた(あなた)は仕(し)事(ごと)を(して)いますか。(福(ふく)祉(して)的(き)就(しゅう)労(ろう)を(含む。)) (○は1つだけ)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 して(し)て(い)る | 2 して(し)て(い)ない ⇒問28へ |
|--------------|---------------------|

【問26と問27は、問25で、「1 して(し)て(い)る」を(せんたく)した方(かた)がお答(こた)え(ください)。(あてはまるものすべてに○)】

と
問26 あなた(あなた)はど(ど)のよう(に)に働(はたら)いて(います)か。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1 正社(せいしゃ)員(いん)・正職(せいしょく)員(いん)と(して)他(た)の職(しょく)員(いん)と勤務(きんむ)条(じょう)件(けん)等(とう)に違(ちが)いはない |
| 2 正職(せいしょく)員(いん)で短時(たんじ)間(かん)勤務(きんむ)等(とう)、障(しょう)が(い)へ(の)配(はい)慮(りょ)が(あ)る |
| 3 企(き)業(ぎょう)等(とう)で臨時(りんじ)職(しょく)員(いん)、アル(アル)バ(バ)イト(イト)、パ(パ)ー(パート)と(して)働(はたら)いて(います) |
| 4 就(しゅう)労(ろう)継(けい)続(ぞく)支(し)援(えん)A(えん)型(がた)で働(はたら)いて(います) (福(ふく)祉(して)的(き)就(しゅう)労(ろう)) |
| 5 就(しゅう)労(ろう)継(けい)続(ぞく)支(し)援(えん)B(えん)型(がた)で働(はたら)いて(います) (福(ふく)祉(して)的(き)就(しゅう)労(ろう)) |
| 6 その他(た)の福(ふく)祉(して)的(き)就(しゅう)労(ろう) (地(ち)域(いき)活(かつ)動(どう)支(し)援(えん)セ(せん)ター(ター)等(とう)) |
| 7 その他(た) () |

問27 現在の仕事について、悩みや不満はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 仕事内容が障がいの程度に合っていない | 7 相談できる人や援助者がいない |
| 2 労働時間や日数に不満がある | 8 仕事中の体調の変化に不安がある |
| 3 賃金や待遇面で不満がある | 9 自分の考えや思ったことが伝えられない |
| 4 障がいに対する職場内の理解不足 | 10 その他 () |
| 5 通勤が大変である | 11 特に悩みや不満はない |
| 6 トイレなどの職場の設備が不十分 | |

⇒問31へ

【問28から問30は、問25で、「2 していない」を選択した方がお答えください。】

問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

- | |
|-----------------------------|
| 1 ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている |
| 2 専業主婦(主夫)をしている |
| 3 福祉施設等(生活介護、デイサービス等)に通っている |
| 4 病院などのデイケアに通っている |
| 5 リハビリテーションを受けている |
| 6 自宅で過ごしている |
| 7 入所している施設や病院等で過ごしている |
| 8 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている |
| 9 特別支援学校(小中高等部)に通っている |
| 10 一般の高校、小中学校に通っている |
| 11 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている |
| 12 その他 () |

問29 仕事をしていない・できない理由は何ですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 年齢のため(幼少・高齢) | 8 自分に合う(できる)仕事がない |
| 2 仕事をする必要がない | 9 通勤が困難 |
| 3 障がい重い、病弱 | 10 賃金が低いなどの労働条件が悪い |
| 4 家事・育児・介護のため | 11 職場の人間関係がわずらわしい |
| 5 求職中または職業訓練中 | 12 働くことに不安がある |
| 6 就労についての相談先がわからない | 13 働きたくない |
| 7 働く場が見つからない | 14 その他 () |

問30 今後、どのような形で働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 仕事はしたくない | 5 在宅勤務 |
| 2 常勤(正社員・正職員) | 6 内職 |
| 3 パート・臨時雇用(派遣社員を含む) | 7 その他 () |
| 4 福祉的就労 | 8 わからない |

【ここからは全ての方がお答えください。】

問31 あなたは、障がいを持ちながら仕事をするのに対して、どのような支援が必要だと思いま
すか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所
- 2 障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供
- 3 通勤手段の確保
- 4 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 5 職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること
- 6 短時間勤務や勤務日数等の配慮
- 7 在宅勤務の拡充
- 8 パソコンや介護など就職に役立つ資格を取るための訓練
- 9 仕事についての職場外での相談対応、支援
- 10 その他 ()

権利擁護についてお答えください。

問32 成年後見制度※についてご存じですか。(○は1つだけ)

- 1 名前も内容も知っている
- 2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 名前も内容も知らない

※成年後見制度…知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で、ご自分で物事を判断する能力が十分でない方の、権利や財産を守るための制度です。

問33 平成24年10月より「障害者虐待防止法」が施行されています。「障害者虐待防止法」について知っていましたか。(○は1つだけ)

- 1 名前も内容も知っている
- 2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 名前も内容も知らない

障がいへの理解、地域共生社会についてお答えください。

問34 平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行されています。「障害者差別解消法」とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であると定めた法律のことです。「障害者差別解消法」について知っていましたか。(○は1つだけ)

- 1 名前も内容も知っている
- 2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3 名前も内容も知らない

問35 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------|--------|------------|
| 1 ある | 2 少しある | 3 ない ⇒問37へ |
|------|--------|------------|

【問36は、問35で「1」「2」を選択した方のみお答えください。】

問36 どのような場所で差別や嫌な思いを経験しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 学校・仕事場 | 5 病院などの医療機関 |
| 2 仕事を探するとき | 6 住んでいる地域 |
| 3 外出先 | 7 入所施設や通所施設 |
| 4 余暇を楽しむとき | 8 その他 () |

問37 障がいのある方に対する市民の理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------|
| 1 広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発 |
| 2 障がいのある方へのボランティア活動の支援 |
| 3 学校での障がいに関する教育や情報提供 |
| 4 障がいに関する講演会や学習会の開催 |
| 5 障がいのある方との交流イベントの実施 |
| 6 障がいのある方の社会参加(就労・就学など) |
| 7 福祉施設の地域への開放や地域住民との交流 |
| 8 障がいのある方の地域のまちづくりへの参加 |
| 9 その他 () |
| 10 わからない |

相談相手・情報の入手についてお答えください。

問38 誰かに相談したいことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 自分の健康や治療のこと | 7 親がいなくなった後のこと |
| 2 生活費など経済的なこと | 8 福祉サービスに関すること |
| 3 就学や進学のこと | 9 家族や地域での人間関係のこと |
| 4 仕事や就職のこと | 10 財産管理、消費者被害など権利擁護のこと |
| 5 住まいのこと | 11 その他 () |
| 6 緊急時や災害時のこと | 12 特に不安なことはない |

とい ふだん なや こま そうだん
問39 普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1 家族や親せき
かぞく しん | 8 かかりつけの医師や看護師
いし かんごし |
| 2 友人・知人
ゆうじん ちじん | 9 病院職員(ケースワーカーなど)
びやういんしよくいん |
| 3 近所の人
きんじよ ひと | 10 介護保険のケアマネジャー
かいごほけん |
| 4 職場の上司や同僚
しよくば じようし どうりよう | 11 民生・児童委員
みんせい じどういん |
| 5 障がい者相談支援事業所※の相談員
しよ しゃ そうだん し えん じ ゃう し ゃ そうだん いん | 12 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
つうえんしせつ ほいくしよ ちよちえん がっこう せんせい |
| 6 ホームヘルパーや支援員など
りようちゆう しせつ しよくいん | 13 市役所や保健所などの公的な相談窓口
しやくしよ ほけんしよ こうてき そうだんまどぐち |
| 7 障がい者に関する団体や家族会
しよ しゃ かんけい だんたい かぞくかい | 14 その他()
た |

※市内の相談支援事業所(例)

豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット、ファイン相談支援事業所、藤田メンタル相談所、アイベラ、指定特定相談支援事業所ドアーズ、相談支援事業所ぴいす、ラルハナ

とい げんざい しよ しゃしえん かん そうだんたいせい ふまん
問40 現在の障がい者支援に関する相談体制について、不満はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1 相談窓口が少ない
そうだんまどぐち すく | 7 相談しても解決されない
そうだん かいけつ |
| 2 地域に相談支援事業所がない | 8 関係機関との連携がとれていない
かんけいきかん れんけい |
| 3 引き受けてくれる相談支援事業所が見つからない
ない | 9 ピアカウンセラー(同じ立場の方)がいない
おな たちば かた |
| 4 どこに相談したらよいかわからない
そうだん | 10 相談する施設(場所)が遠い
そうだん しせつ ばしよ とお |
| 5 夜間や休日などに相談できない
やかん きゆうじつ そうだん | 11 その他()
た |
| 6 担当相談員が忙しくすぐ相談できない
たんとうそうだんいん いそが そうだん | 12 不満はない
ふまん |

とい じようほうていきよ たい しえん もと
問41 あなたは情報提供やコミュニケーションに対し、どのような支援を求めますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1 点字による広報の充実
てんじ こうほう じゆうじつ |
| 2 音声による広報の充実
おんせい こうほう じゆうじつ |
| 3 わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成
ひようげん こうほう さくせい |
| 4 市役所窓口での筆談や手話による対応の充実
しやくしよまどぐち ひつだん しゅわ たいおう じゆうじつ |
| 5 市役所内のわかりやすい案内(音声・点字・絵など)の充実
しやくしよない あんない おんせい てんじ え じゆうじつ |
| 6 市役所や店舗、レストランでのコミュニケーションボードの活用推進
しやくしよ てんぽ かつよう すいしん |
| 7 まちなかでの案内サイン(音声・点字・絵など)の充実
あんない おんせい てんじ え じゆうじつ |
| 8 地域のバリアフリーマップの作成
ちいき さくせい |
| 9 情報意思疎通支援用具の給付・貸与の拡充
じようほう いし そつうしえんようぐ きゆうふ たいよ かくじゆう |
| 10 手話通訳者派遣の拡充
しゅわつうやくしゃはけん かくじゆう |
| 11 要約筆記者派遣の拡充
ようやくひつきしゃはけん かくじゆう |
| 12 その他()
た |
| 13 特にない
とく |

く しょうらい せいかつ こた
暮らしやすさや将来の生活についてお答えください。

問42 豊明市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 とても暮らしやすいまちだと思う | そう思う理由を教えてください。 |
| 2 暮らしやすいまちだと思う | |
| 3 あまり暮らしやすいまちだとは思わない | |
| 4 暮らしやすいまちだとは思わない | |

問43 将来の生活に対する不安についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- 家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか
- 必要な福祉サービスを受けられるか
- 福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか
- 住む(生活する)ところを確保できるか
- 経済的に安定した生活を送ることができるか
- 就業・就学先を確保できるか
- いざというときの相談相手を持つことができるか
- 健康を維持できるか(二次的障がいのおそれ)
- 障がい進行するのではないか
- 生きがいを見つけることができるか
- その他()
- 特に不安はない

【ここからは、あて名のご本人が18歳未満の方すべてがお答えください。】

問44 保育園や幼稚園、学校生活を送る上で充実してほしいことは、次のうちどれですか。現在学校等に通っている・いないにかかわらずお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 通園・通学に対する支援 | 6 障害に対する職員の理解促進 |
| 2 学習面でのサポート体制 | 7 他の児童・生徒や保護者の理解促進 |
| 3 学習・学校生活に必要な設備の整備 | 8 医療的ケアが提供できる体制 |
| 4 園内・校内での介助 | 9 その他() |
| 5 進学・就職に関する支援 | 10 特にない |

問45 あなたが18歳になったとき、どのような進路を希望しますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 学校・大学・専門学校などに進学したい | 4 福祉施設に入所したい |
| 2 一般企業に就職したい | 5 その他() |
| 3 福祉施設に通所したい | 6 わからない |

さいがいじ ひなんとう こた
災害時の避難等についてお答えください。

【ここからは全ての方がお答えください。】

とい すいがい じしんとう さいがいじ ひとり ひなん
問46 あなたは、水害や地震等の災害時に一人で避難できますか。（○は1つだけ）

- 1 できる 2 できない 3 わからない

とい かぞく ふざい ぼあい ひとりぐ ぼあい きんじよ たす ひと
問47 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。
(○は1つだけ)

- 1 いる 2 いない 3 わからない

とい すいがい じしんとう さいがいじ こま なん
問48 水害や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 とうやく ちりょう う
投薬や治療が受けられない
- 2 ほそうぐ しよう こんなん
補装具の使用が困難になる
- 3 ほそうぐ にちじようせいかつようぐ にゆうしゆ
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
- 4 きゆうじよ もと
救助を求めることができない
- 5 あんぜん じんそく ひなん
安全なところまで、迅速に避難することができない
- 6 ひがいじようきよう ひなんばしよ じようほう にゆうしゆ
被害状況、避難場所などの情報が入手できない
- 7 しゆうい
周囲とコミュニケーションがとれない
- 8 ひなんばしよ せつび など せいかつかんきよう ふあん
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
- 9 その他（)
- 10 とく
特にない

◆ 市に対してご意見、ご要望などがありましたら、ご自由にお聞かせください。

しょうがいふくし し とりくみ いけん ていげんなど きにゆう
障害福祉サービスや市の取組について、ご意見やご提言等がありましたらご記入ください。

<最後に、障がい者施策全般についてお答えください>

しょう しゃせさくぜんばん こた
障がい者施策全般についてお答えください。

問● 豊明市の障がい者施策全般について、満足度、重要度についておうかがいします。
 次の1～16の項目について、

- (1) 「(1)現在の満足度」をお答えください。(それぞれ1つに○)
 (2) 「(2)今後の重要度」をお答えください。(それぞれ1つに○)

	(1)現在の満足度					(2)今後の重要度				
	満足 (まんどく)	やや満足 (まんどく)	ふつう	やや不満 (ふまん)	不満 (ふまん)	重要 (じゅうよう)	やや重要 (じゅうよう)	ふつう	重要 (じゅうよう) でない	あまり
(例) 1 子どもに対する教育・啓発の実施 ・小・中・高校生に対する福祉教育 ・中学生に対するボランティア体験 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
1 子どもに対する教育・啓発の実施 ・小・中・高校生に対する福祉教育 ・中学生に対するボランティア体験 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
2 障がいに対する理解促進 ・広報への啓発記事の掲載 ・障がい理解の研修や講演会の実施 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
3 地域におけるボランティアの促進 ・地域のボランティア活動の支援 ・ボランティア講座等による人材育成 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
4 差別解消の取組の推進 ・市役所での障害者への適切な対応 ・市民や市内の企業等への周知・啓発 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
5 サービスを利用しやすい環境づくり ・障害福祉サービスの情報提供 ・豊明市福祉ガイドブックの充実 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
6 障害福祉サービスの充実 ・個々の障がいに応じた障害福祉サービスの 充実 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
7 相談体制の充実 ・身近なところで相談できる環境 ・コミュニケーション支援の充実 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
8 心の健康づくりの推進 ・心の健康や精神障害の理解を深める ・保健・医療・福祉の連携 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

<次のページに続きます>

	(1)現在の満足度					(2)今後の重要度				
	満足 (まごころ)	やや満足 (まごころ)	ふつう	やや不満 (ふまん)	不満 (ふまん)	重要 (じゅうよう)	やや重要 (じゅうよう)	ふつう	重要 (じゅうよう)でない	あまり 重要 (じゅうよう)でない
9 保健・医療サービスの充実 ・障害のある人の歯科検診等健康管理 ・医療費の給付等の経済支援 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
10 障害のある子どもへの療育の充実 ・乳幼児健診等の早期発見と適切な療育 ・児童発達支援センターの充実 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
11 小中学校の特別支援教育の充実 ・児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援 ・教職員に対する研修の実施 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
12 障がい児への福祉サービスの充実 ・福祉サービスの情報提供と利用支援 ・相談支援事業との連携、サービス向上 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
13 就労支援の充実 ・障がい者の就労支援の情報提供 ・障がい者施設に対する物品の優先調達 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
14 スポーツや生涯学習の充実 ・障がい者スポーツの充実 ・作品展や文化展、発表会等の開催支援 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
15 権利擁護の仕組みづくり ・成年後見制度の利用支援 ・障害者虐待防止の広報・啓発 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
16 防災のまちづくり ・地域における防災活動等の充実 ・避難行動要支援者名簿の整備 等	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

いじょう
アンケートは以上です。

きょうりょく
ご協力いただき、まことにありがとうございました。

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 19 日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」
の追補について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に関し、令和2年5月19日付事務連絡にて送付した「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」について、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）を踏まえた追補を別紙のとおり整理しましたので、送付いたします。

また、管内の市町村に対し情報提供方よろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 企画課
TEL : 03-5253-1111（内線3001）
e-mail : syogaikaikaku@mhlw.go.jp

「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」の追補

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）を踏まえた修正の趣旨、内容等は下記のとおりです。修正内容の詳細については、別紙2を御参照ください。

修正箇所	概要	趣旨
P.13 クロス集計の例	<p><重度障害者の就労ニーズの把握> 重度障害者の就労状況や就労の希望、職場や通勤における支援ニーズを把握するため、クロス集計の例示を追加する。</p>	<p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号。以下「基本指針」という。）において、重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が令和2年10月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整えることが必要であることを追加したため。</p>
P.13 クロス集計の例 P.53～ 問35	<p><入所施設への入所希望や、入所施設等からの地域移行の希望の把握> 入所施設への入所希望や、施設入所者のうちのグループホームへの移行希望については、本人や家族の状況や、現在の住まいや暮らしの状況等をクロス集計することで、より実態に近い分析になると考えられるため、クロス集計の例示として追加する。また、サービスごとの利用状況や希望に関する問35について、ニーズを丁寧に把握するための修正を行う。</p>	<p>基本指針において、施設入所者の地域生活への移行に関する本人のニーズ把握を丁寧にを行うことや、入所施設の定員見直しの検討、グループホームの整備等をより一層進めることを追加したため。</p>
P.44 問10の選択肢を追加 P.46 問16の注釈を修正 P.47 問22の選択肢を修正	<p><障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる身体障害に関する問10について、盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）であることを把握するための選択肢を追加する。 ・高次脳機能障害の診断に関する問16について、注釈の高次脳機能障害の具体的な障害の例示に「失語」を追加する。 ・希望する暮らしのための支援に関する問22について、選択肢の一部を修正する。 	<p>基本指針において、障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進にあたって、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語等）に配慮して、ニーズの把握や支援等を実施することを追加したため。</p>

<p>P. 45 問 15 の次に 1 問追加 P. 53～ 問 35 の選択肢を追加 P. 13 クロス集計の例</p>	<p><強度行動障害を有する者の把握等></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「強度行動障害を有する者」を把握するための質問を追加する。 ▪ サービスごとの利用状況や希望に関する問 35 について、利用していない又は利用希望がない場合の理由をよりきめ細かく把握するための選択肢を追加する。 ▪ 加えて、上記質問で把握した「強度行動障害を有する者」を含む重度障害者について、サービス利用状況や支援ニーズ等を把握するためのクロス集計の例示を追加する。 	<p>基本指針において、生活介護等の利用者数の見込みを設定するにあたって、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい」ことを追加したため。</p>
<p>P. 47 問 21 の選択肢を追加 (問 20 も同様)</p>	<p><暮らし方の希望の把握等></p> <p>今後の住まいや暮らしの希望に関する問 21 の選択肢について、よりきめ細かく希望を把握できるよう選択肢を追加する。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）において、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が明確化され、基本指針において、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある旨の記載を追加したため。</p>
<p>P. 53 問 35 注釈 P. 55 問 35 B</p>	<p><入所施設への入所希望の把握></p> <p>サービスごとの利用状況や希望に関する問 35 について、入所施設の利用希望の時期についてよりきめ細かく把握するため、選択肢の追加等を行う。</p>	<p>基本指針において、施設入所支援の利用者数の見込みを設定するにあたって、「施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数」を勧案することを追加したため。</p>
<p>P. 59 問 35 F</p>	<p><相談支援を利用しない場合等の理由の把握></p> <p>サービスごとの利用状況や希望に関する問 35 について、相談支援を利用していない又は利用希望がない場合の理由をよりきめ細かく把握するための選択肢を追加する。</p>	<p>近年相談支援専門員の不足が指摘されており、基本指針において、新たな活動指標として、都道府県による相談支援専門員研修修了者数の見込みを設定することを追加したため。</p>

P.13「(参考) クロス集計の例」として、以下を追加する。

<重度障害者の就労ニーズを把握するためのクロス集計>

- ・ 重度障害者の就労ニーズについては、就労状況（問 27、28 等）ごとに分析し、把握することが考えられます。例えば、収入を得る仕事をしていない方については、本人の障害の状況（問 9～19）、就労の希望（問 29、30）やサービスの利用状況（利用していない場合の理由を含む）（問 35）、希望する就労支援（問 31、35）によるクロス集計を行うことが考えられます。

また、既に収入を得る仕事をしている方についても、勤務形態（問 28）やサービスの利用状況（問 35）、希望する就労支援（問 31、35）によるクロス集計を行うことが考えられます。

<強度行動障害を有する者等の重度障害者の支援ニーズを把握するためのクロス集計>

- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援ニーズを把握するにあたっては、本人や家族の状況（問 5～19）、現在の住まいや暮らしの状況（問 20）、希望する暮らしを送るために利用を希望するサービス（問 21、22、35）などを組み合わせたクロス集計を行うことで、より実態に近いニーズ量を把握することができると考えられます。
- ・ また、重度障害者については、地域にサービス提供事業所がない場合だけでなく、引き受けてくれる事業所等が見つからない等により、希望するサービスが利用できない場合があるため、その場合は「ニーズあり」とするなど、サービスの利用状況や利用希望の理由欄（問 35）にも着目してクロス集計を行うことで、潜在的な支援ニーズについても分析することが考えられます。

<入所施設への入所希望や、入所施設等からの地域移行の希望を把握するためのクロス集計>

- ・ 入所施設への入所希望を把握するにあたっては、入所施設の利用希望時期（問 35）ごとに、本人やご家族の状況（問 5～19）、現在の住まいや暮らしの状況（問 20）、希望する暮らしを送るために必要な支援（問 22）などを組み合わせたクロス集計を行うことで、より実態に近いニーズ量を把握することができると考えられます。
- ・ 一方で、入所施設や病院からの地域移行の希望を把握するにあたっては、本人の移行後の生活の場や暮らしの希望（問 21）、本人やご家族の状況（問 5～19）、希望する暮らしを送るために利用を希望するサービス（問 22、35）などを組み合わせたクロス集計を行うことで、より実態に近いニーズ量を把握することができると考えられます。
- ・ なお、入所施設への入所希望及び入所施設や病院からの地域移行の希望を把握するにあたっては、アンケート調査の記入者（問 1）にも留意することが考えられます。

P. 42～「福祉に関するアンケート調査 調査票」について、以下のとおり修正する。

<障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関する質問の修正>

問 10 の選択肢を以下のとおり追加する。

1. 及び 2. (略)
3. 盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）
4. 音声・言語・そしゃく機能障害
5. 肢体不自由（上肢）
6. 肢体不自由（下肢）
7. 肢体不自由（体幹）
8. 内部障害（1～7以外）

問 16 の注釈に、以下のとおり下線部を追加する。

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

問 22 の選択肢を以下のとおり修正する。

- 1～7 (略)
8. 情報の取得利用や意思疎通についての支援
- 9 (略)

<強度行動障害に関する質問の追加>

問 15 の次に、以下の問を追加する。

問 16 あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか。(○は1つだけ)

※強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。障害福祉サービス等を利用している方で重度障害者支援加算の対象となっている場合や、外出支援で行動援護を利用している場合、医師や療育機関等から指摘されたことがある場合等は「1」としてください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 35 の P. 53 『「利用していない場合の理由」「利用希望がない場合の理由」の選択肢』を以下のとおり修正する (P. 54 以降の各サービスごとの設問も同様)。

ア～エ。(略)

- オ. 地域にサービス提供事業所がないため
- カ. 引き受けてくれる事業所が見つからないため
- キ. 利用料金がかかるため
- ク. サービスがあることを知らなかったため
- ケ. その他

<暮らし方の希望等に関する質問の修正>

問 20 及び問 21 について、以下のとおり修正する。

問 20 あなたは現在どのように暮らしていますか。

((1) と (2) のそれぞれについて、○は1つだけ)

(1) 一緒に暮らしている人の有無

1. 一人で暮らしている
2. 配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている
3. 父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている
4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている
5. その他（ ）

(2) 暮らしている場所

1. 一般の住宅
2. グループホーム
3. 福祉施設（障害者支援施設）
4. 福祉施設（高齢者施設）
5. 病院（入院中）
6. その他（ ）

問 21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

((1) と (2) のそれぞれについて、○は1つだけ)

(1) 一緒に暮らしたい人の有無

1. 一人で暮らしたい
2. 配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい
3. 父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい
4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい
5. その他（ ）

(2) 暮らしたい場所

1. 一般の住宅
2. グループホーム
3. 福祉施設（障害者支援施設）
4. 福祉施設（高齢者施設）
5. その他（ ）

<地域移行等に関するニーズを丁寧に把握するための質問の修正>

問 35 全体について、「利用予定」を「利用希望」に、「利用する予定」を「利用する希望」に修正する。

問 35 の P. 53 下段の注釈の 1 つ目に、以下のとおり下線部を追加する。

✓障害福祉計画の策定を想定し、サービスの利用希望については「今後 3 年以内」と期間を限定していますが、自治体の方針により、年数を修正することも考えられます。ただし、特に施設入所支援については、必ず計画期間内の利用希望を把握することが必要です。

問 35 の P. 55 「B 入所者の支援」の選択肢について、以下のとおり修正する。

1. 利用希望あり（1 年以内を希望）
2. 利用希望あり（3 年以内を希望）
3. 利用希望あり（将来的な希望）
4. 利用希望がない

問 35 の P. 56 「D ⑪共同生活援助（グループホーム）」の選択肢について、以下のとおり修正する。

1. 利用希望あり（1 年以内を希望）
2. 利用希望あり（3 年以内を希望）
3. 利用希望あり（将来的な希望）
4. 利用希望がない

<相談支援を利用していない・利用希望がない場合の理由を把握するための質問の修正>

問 35 の P. 59 『「（相談支援を）利用していない場合の理由」「利用希望がない場合の理由」の選択肢』を以下のとおり修正する。（再掲）

ア.～エ.（略）

オ. 地域に相談支援事業所がないため

カ. 引き受けてくれる相談支援事業所が見つからないため

キ. 利用料金がかかるため

ク. サービスがあることを知らなかったため

ケ. その他

豊明市障害者福祉計画策定にかかる調査シート

サービス提供事業所の皆さまには、日ごろから豊明市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

豊明市では現在、「豊明市障害福祉計画・第7期豊明市障害福祉計画・第3期豊明市障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査シートは、計画の策定にあたって、サービス提供にあたって感じている現状や課題、今後の事業展開に関する意向などをお聞きすることで、計画策定の基礎資料とさせていただきます。

大変お忙しい中誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和5年●月

豊明市

シートご記入にあたっての注意

1. 本調査は、法人単位で依頼しておりますが、事業所が複数ある場合は法人で代表して回答するか、事業所単位で回答するか、どちらの方法でも構いません。
2. 各項目に関連する補足資料がありましたら添付をお願いします。（ご意見等が多くあり、記入スペースに書ききれない場合は、自由な様式で追加していただけて構いません。）
3. この調査シートは、●月●日（●）までに 豊明市地域福祉課までご返送ください。（郵送またはメール、FAXなど）

<お問い合わせ> 豊明市役所地域福祉課
 電話 (0562) 92-1119
 ファックス (0562) 92-1141
 メール chifuku@city.toyoake.lg.jp

1 法人の概要についておたずねします。

法人名 (事業所名)	()		
記入者氏名		記入者の役職	
連絡先 電話番号		連絡先 FAX番号	
E-mail	@		

問1 現在、貴事業所におけるサービス提供はどのような状況ですか。(○印は1つだけ)

- 1 職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない
- 2 利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある
- 3 サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている

問1-1 令和5年1月1日時点で、開設から1年以上を経過している事業所にお伺いします。過去1年間(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の職員の採用者数と離職者数について、正規・非正規の別、年齢別をご記入ください。(数値を記入)

年齢 (採用、離職当時)	採用者数		離職者数	
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員
20歳未満	人	人	人	人
20～29歳	人	人	人	人
30～39歳	人	人	人	人
40～49歳	人	人	人	人
50～59歳	人	人	人	人
60～69歳	人	人	人	人
70～79歳	人	人	人	人
年齢不明	人	人	人	人

「問1-1で離職者数に記入のあった事業所に伺います。」

問1-2 離職の主な理由は何でしたか。(該当する番号にすべて○をつけてください。)

- 1 給料の問題
- 2 労働条件(残業代・休日出勤の増加・休みが取れないなど)
- 3 身体的に体調を崩した
- 4 精神的に体調を崩した
- 5 家族などの事情
- 6 職場の人間関係
- 7 他職種への転職
- 8 定年退職
- 9 不明
- 10 その他(具体的: _____)

サービス一覧（問2、問3、問6、問7について、下記の1～36までの番号でご記入ください。）

【障害福祉サービス】

訪問系サービス

- 1 居宅介護（ホームヘルプ）
- 2 重度訪問介護
- 3 同行援護
- 4 行動援護
- 5 重度障害者等包括支援

居住支援系サービス

- 16 共同生活援助（グループホーム）
- 17 施設入所支援
- 18 宿泊型自立訓練

日中活動系サービス

- 6 療養介護
- 7 生活介護
- 8 自立訓練（機能訓練）
- 9 自立訓練（生活訓練）
- 10 自立生活援助
- 11 就労移行支援
- 12 就労継続支援A型（雇用型）
- 13 就労継続支援B型（非雇用型）
- 14 就労定着支援
- 15 短期入所（ショートステイ）

相談支援

- 19 計画相談支援
- 20 地域移行支援
- 21 地域定着支援

【地域生活支援事業】 ※市との契約に基づく事業

- 22 相談支援事業
- 23 移動支援事業
- 24 地域活動支援センター事業
- 25 日中一時支援事業
- 26 訪問入浴事業
- 27 レスパイト事業
- 28 生活サポート事業

【障がい児へのサービス】

- 29 児童発達支援
- 30 放課後等デイサービス
- 31 保育所等訪問支援
- 32 医療型児童発達支援
- 33 居宅訪問型児童発達支援
- 34 福祉型児童入所施設
- 35 医療型児童入所施設
- 36 障害児相談支援

問2 令和5年●月現在、貴法人において提供しているサービス種別とサービス事業所名称、利用者数、そのうちの豊明市在住者の人数を教えてください。（サービスは3ページのサービス一覧から番号をお選びください。）
また、それぞれのサービスについての今後の展開を教えてください。

サービス	利用人数	内、豊明市在住者	今後の事業展開
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定
サービスの番号（ ） 名称（ ）			1 現状の規模で実施 2 拡大する予定 3 縮小する予定

問3 今後新たに実施を予定しているサービスと利用定員数、提供開始時期を教えてください。（サービス名は3ページのサービス一覧からお選びください。）

実施予定サービス	予定定員数	サービスの開始予定時期
サービスの番号（ ）		（ ）年（ ）月
サービスの番号（ ）		（ ）年（ ）月
サービスの番号（ ）		（ ）年（ ）月
サービスの番号（ ）		（ ）年（ ）月

問4 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 職員の確保が難しい
- 2 有資格者など、専門職の確保が難しい
- 3 利用者の確保が難しい
- 4 事務作業量が多い
- 5 老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい
- 6 障がい者関連の制度改正など、必要な情報の入手が難しい
- 7 職員の資質向上を図ることが難しい
- 8 利用者や家族のサービス利用に対する理解が進んでいない
- 9 経営基盤が弱い
- 10 サービスニーズが複雑化、多様化しており対応が難しい
- 11 行政と連携をとることが難しい
- 12 労働条件の改善が難しい
- 13 その他 ()
- 14 特に問題を感じることはない

問5 利用者や家族からあげられる相談・要望はどのようなものがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 サービスの利用量に関するもの
- 2 サービスの質（支援スキル等）に関するもの
- 3 利用手続きに関するもの
- 4 職員の態度に関するもの
- 5 施設・設備に関するもの
- 6 費用負担に関するもの
- 7 介助者・家族からの虐待など
- 8 権利擁護に関するもの
- 9 その他 ()
- 10 特に苦情や相談はない

2 サービスについておたずねします。

問6 市全体をみたときに、不足していると思われる福祉サービスや支援はどのようなものですか。また、それらのサービスや支援が必要な背景等について教えてください。

①不足していると思う福祉サービス（3ページのサービス一覧から選んでください。）

②必要となる背景・事例など

③その他、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関して感じることをご記入ください。

問7 豊明市で提供されている障害福祉サービス等のうち、提供にあたって特に課題があると思われるサービスはありますか。（どちかかに○、課題のあるサービスの番号およびその理由を自由に記入）
 ※貴事業所が実施しているサービス以外のことでもけっこうです。

- 1 特に課題はない
- 2 課題がある --- ↓

サービス番号 ※3ページのサービス一覧から番号を選択	具体的な課題の内容

3 社会福祉連携推進法人制度についておたずねします。

問8 社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人や NPO 法人等による相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設されました。貴事業所では、「地域福祉の推進の取組支援」、「災害時の対応支援」、「社会福祉事業の経営の支援」、「人材確保・資質向上支援」等の事業所の支援の業務を主とする「社会福祉連携推進法人」について、どのようにお考えですか。（○印は1つだけ）

- 1 制度の利用を検討している（検討したい）
- 2 制度の利用はしない
- 3 制度がわからない（知らない）
- 4 その他（ ）

問9 豊明市の障害福祉サービス事業所では多くの事業所で人材の確保・定着が課題となっています。そこで、「社会福祉連携推進法人」となり、市内の事業所の「人材確保・資質向上支援」等をする役割を担うことについて、貴事業所ではどのようにお考えですか。（○印は1つだけ）

- 1 とても興味がある
- 2 興味はある
- 3 興味はない
- 4 制度がわからない（知らない）
- 5 その他（ ）

4 その他・自由意見

その他、障がい者福祉全般について、ご意見・ご要望がございましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。
このシートは、●月●日（●）までにご返送ください。

豊明市障害者福祉計画等策定にかかる調査シート

団体の皆さまには、日ごろから豊明市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

豊明市では現在、「豊明市障害福祉計画・第7期豊明市障害福祉計画・第3期豊明市障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査シートは、計画の策定にあたって、団体の皆さまが感じになっている障がいのある方を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などをお聞きすることで、計画策定の基礎資料とさせていただきます。

大変お忙しい中誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和5年●月

豊明市

シートご記入にあたっての注意

この調査シートは、**●月●日(●)までに**、豊明市地域福祉課までご返送ください。
(郵送またはメール、FAXなど)

<お問い合わせ> **豊明市役所地域福祉課**
電話 (0562) 92-1119
ファックス (0562) 92-1141
メール chifuku@city.toyoake.lg.jp

I 団体について

問1. 団体名をご記入下さい。

〈団体の概要〉

団体名			
記入者氏名		記入者の役職	
連絡先 電話番号		連絡先 FAX番号	
E-mail	@		

問1-1 貴団体の活動内容について教えてください。(団体概要・実施している取り組みなどについての関連資料の添付でも結構です。)

① 概要・活動目的

② 取り組んでいる活動の内容

問1-2 この調査には、どのようにご回答いただきましたか。(○は1つだけ)

- 1 団体代表者などが、個人で回答
- 2 団体の構成メンバーが集まり、複数で回答
- 3 その他 ()

問1-3 貴団体の構成員の人数と平均年齢はどのようになっていますか。(数字を記入)
※令和5年●月1日現在

構成員 () 人
構成員の平均年齢 () 歳くらい

問1-4 おおよそ3年前に比べ、構成員の人数に変化はありましたか。(○は1つだけ)

- 1 大幅に増えた
- 2 やや増えた
- 3 ほとんど変わらない
- 4 やや減った
- 5 大幅に減った

問1-5 現在の活動上の課題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 新規メンバーの加入が少ない
- 2 メンバーに世代などの偏りがある
- 3 活動メンバーの専門性が不足している
- 4 役員のなり手がいない
- 5 会議や活動の場所の確保に苦勞する
- 6 活動がマンネリ化している
- 7 資金が不足している
- 8 活動に必要な情報が集まらない
- 9 情報発信する場や機会が乏しい
- 10 他の団体と交流する機会が乏しい
- 11 その他 ()
- 12 特に困ったことはない

問2. 団体の活動及び事業を展開する上で課題となっていることがありましたら、ご記入下さい。

■活動・事業上の課題：

■課題解決のために必要なこと：

問3. 障がい福祉全般について、最も課題（問題）と感じていることは何ですか。ご記入下さい。

■最も課題（問題）と感じていること：

Ⅱ 分野別の課題について

ここからは障がい福祉における意識啓発、サービス利用や相談などの課題について、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

1. 「共生社会」実現に向けた意識づくりについて

問4. 共生社会実現に向けた、障がいや障がい者への理解促進（市民への啓発）の現状や課題についてどうお考えになりますか。

■自由記述

2. 地域における生活支援・生活環境づくりについて

問5. 障害福祉サービスや相談体制等障がい者の地域での暮らしを支援する体制の現状と課題についてどうお考えになりますか。

■自由記述

3. 健やかに暮らせる保健・医療の充実について

問6. 保健・医療、精神保健等の現状と課題について、どうお考えになりますか。

■自由記述

4. 障がいのある子どもへの療育や支援充実について

問7. 障がいのある子どもへの療育、小中学校の特別支援教育等の現状と課題についてどうお考えになりますか。

■自由記述：

5. 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進について

問 8. 障がい者の雇用や就労、居場所づくりについての現状と課題についてどうお考えになりますか。

■自由記述：

6. 安全・安心な暮らしの確保について

問 9. 障がい者の権利を守る仕組み（成年後見制度・日常生活自立支援事業、虐待防止の取組み等）、災害時の避難行動要支援名簿の整備等の現状と課題についてどうお考えになりますか。

■自由記述：

Ⅲ その他のご意見

問10. その他に障がい福祉の向上のために、行政や地域に望むことがありましたら、ご記入下さい。

■行政：

■地域：

ご協力ありがとうございました。